

道路占用の手引 (道路占用の許可基準)

○道路は、広く、正しく、きれいに使いましょう○

道路上にごみボックスを設置しようとする場合には、道路法の規定に基づき、道路管理者（広島市）の道路占用許可が必要です。道路占用許可を受けるためには、一定の許可基準に適合しなければいけません。（道路占用料は免除されます。）

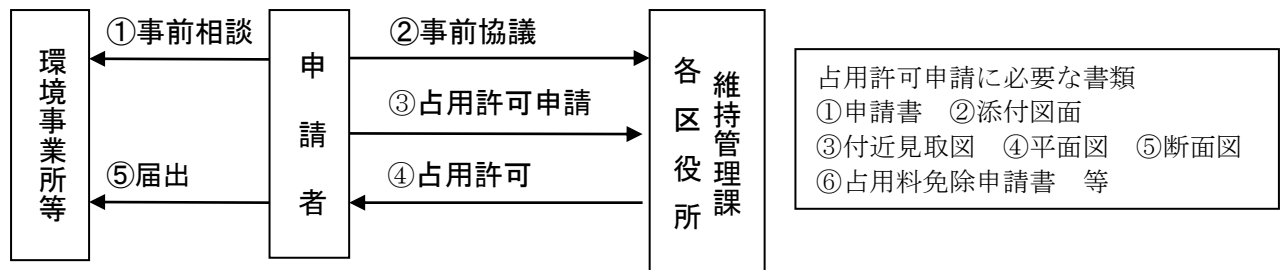
また、道路交通法の適用を受けるため、道路占用許可のほかに、別途、所轄警察署長の道路使用許可申請も必要です。

○ 占用許可の手続

ごみボックスを設置しようとする場合には、当該ごみボックスを設置しようとする箇所の隣接地の地権者や居住者の同意、環境事業所等のごみ収集機関その他への届出が必要です。また、道路占用許可申請をしようとする場合、設置する箇所が道路交通に著しい支障を及ぼすことがないか、一定の許可基準に適合しているかどうか、あらかじめ該当区の維持管理課にご相談ください。

事前協議に必要な書類

- ①ごみボックス設置の事前協議書
- ②位置図（住宅地図の写しにごみボックスの位置を表示したもの）
- ③設置仕様書（ごみボックスの図面等）
- ④現地の写真（設置状態が明瞭にわかるもの）



○ 占用許可申請者

ごみボックスを設置し、当該ごみボックスを的確にかつ継続的に管理することができる町内会又は自治会等の団体の代表者（ごみボックス1基当たりの利用世帯数は、概ね10世帯以上を目安としますが、町内会又は自治会等に属していない世帯であっても、ごみボックスを的確にかつ継続的に管理することができ、かつ、地理的事情等によりやむを得ないと本市が認める場合はこの限りではありません。）

共同住宅の建設等の際、広島市と事前に協議し、当該建築物等の敷地内にごみの収集場を整備することとされている場合には、申請することができません。

○ ごみボックスの形状等

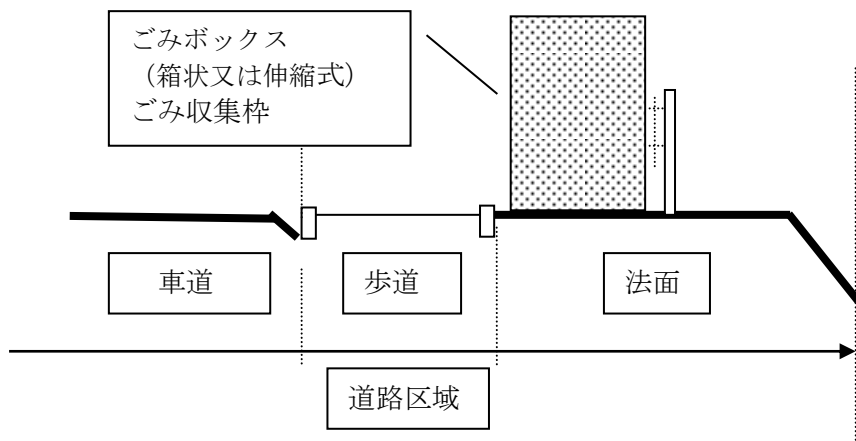
ごみボックスを設置する場合、風雨等により移動することがないように適切な方法で固定しなければなりません、容易に除去することができるものでなければいけません。（道路の構造や形状を変更してはいけません。）

また、ごみボックスの形状及び色彩は、周囲の良好な景観を損なうもの又は不快感を与えるようなもの、刺激的な色彩であってははいけません。

○ 占用することができる箇所

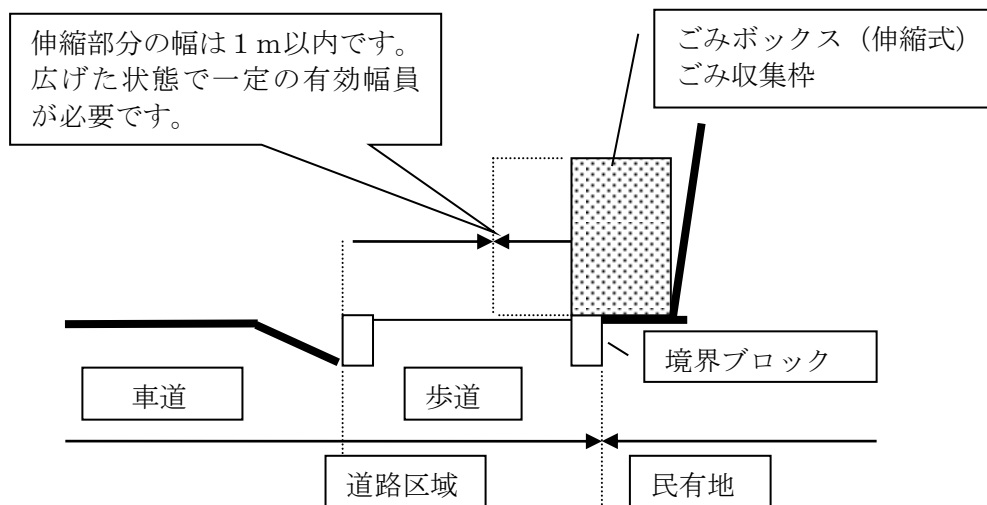
- ① 箱状又は伸縮式のごみボックス、ごみ収集枠を、道路法面の平場で道路の構造上支障がないと認められる箇所。

法面の平場にごみボックスを設置するときは、法傾斜部分まで一定の平場を確保するなど落下等のないようにする必要があります。(下図参照)



- ② 伸縮式のごみボックス又はごみ収集枠を折りたたんだ状態で、民有地と道路との境界ブロック上の道路交通に著しい支障を及ぼすおそれがないと認められる箇所。

伸縮部分の幅が1メートル以内であり、ごみ収集日にごみを収集するまでの間、伸縮部分を広げた状態で道路を安全に支障なく通行することができるよう一定の有効幅員を確保することが必要です。(下図参照)



- ③ ①②以外の箇所であっても、道路交通や雨水の排水等に著しい支障を及ぼすおそれがないと認められる箇所など、占用許可できる場合があります。(詳しくは、各区維持管理課にお問い合わせください。)

◆ 申請及び問い合わせ先

中区維持管理課	〒730-8587	中区国泰寺町一丁目4番21号	TEL (082) 504-2577 (直通)
東区維持管理課	〒732-8510	東区東蟹屋町9番38号	TEL (082) 568-7739 (直通)
南区維持管理課	〒734-8522	南区皆実町一丁目5番44号	TEL (082) 250-8956 (直通)
西区維持管理課	〒733-8530	西区福島町二丁目2番1号	TEL (082) 532-0946 (直通)
安佐南区維持管理課	〒731-0193	安佐南区古市一丁目33番14号	TEL (082) 831-4957 (直通)
安佐北区維持管理課	〒731-0292	安佐北区可部四丁目13番13号	TEL (082) 819-3941 (直通)
安芸区維持管理課	〒736-8501	安芸区船越南三丁目4番36号	TEL (082) 821-4933 (直通)
佐伯区維持管理課	〒731-5195	佐伯区海老園二丁目5番28号	TEL (082) 943-9737 (直通)